

都内中小企業の皆様

公益財団法人東京都中小企業振興公社
デザイン経営支援事業

自社に合ったデザイナーを探す
新商品を開発したい！ 既存商品を強化したい！ 販促ツールを制作したい！

デザインコラボマッチング

依頼案件の募集要項

公益財団法人東京都中小企業振興公社では、都内中小企業とデザイナー・クリエイター〈デザイン系大学含む〉（以下、「デザイナーズ」と表記）との協働を推進するため、デザインコラボマッチングを実施しています。

これに伴い、都内中小企業の皆様から、デザイナーズの契約及び協働を希望する依頼案件を募集いたします。本募集要項の内容をご確認の上、是非ともご応募を検討いただければ幸いです。

< 目次 >

1. 概要	2
2. 募集する依頼案件について	4
3. 応募資格	4
4. 応募方法	5
5. デザイナーズからの企画提案募集について	6
6. 応募デザイナーズのエントリーシート 書類選考について	6
7. マッチング事業説明会について	6
8. マッチング商談会について	7
9. 協働デザイナーズとのキックオフミーティングについて	7
10. デザイン費用について	8
11. 協働デザイナーズとの契約締結について	8
12. 注意事項について	8
13. その他	9
14. 事務局	9
参考資料	10

1. 概要

(1) デザインコラボマッチングとは

中小企業とデザイナーへ「デザイン経営」の浸透を図り、マッチングプロセスを介して「デザイン経営」の実務実行の一端を体験することを目的に、依頼案件を持つ都内中小企業と優れた提案力を持つデザイナーズが、協働のための出会いの場となるマッチングプログラムです。

公社事務局は、企業が創案した「事業企画草案」に対して、公募を使ってデザイナー（以下：人財）と企業とのマッチングを運用し、最適なデザイナーズの選考と選考されたデザイナーズと企業との協業をコーディネートし、企画の具体化への業務委託契約成約まで伴走します。

デザインコラボマッチングへのエントリーをきっかけに、デザイナーズとの信頼関係を醸成する中で新たな気付きや発見をし、“自社の強み”を社員全員が見つめ直す機会となることを期待します。

(2) 募集対象

デザイナーズとの協働を希望する都内中小企業（注：以下3.（1）～（3）参照）

(3) 参加費 無料

※マッチングへのエントリーからデザイナーズとの個別契約に至るまでの経費等〔応募に関する郵便費用、事業所・工場見学会、マッチング会およびキックオフ・ミーティングに掛かる通信費、交通費、滞在費、その他諸費用など〕は自己負担となります）

(4) デザインコラボマッチング受付[随時受付]

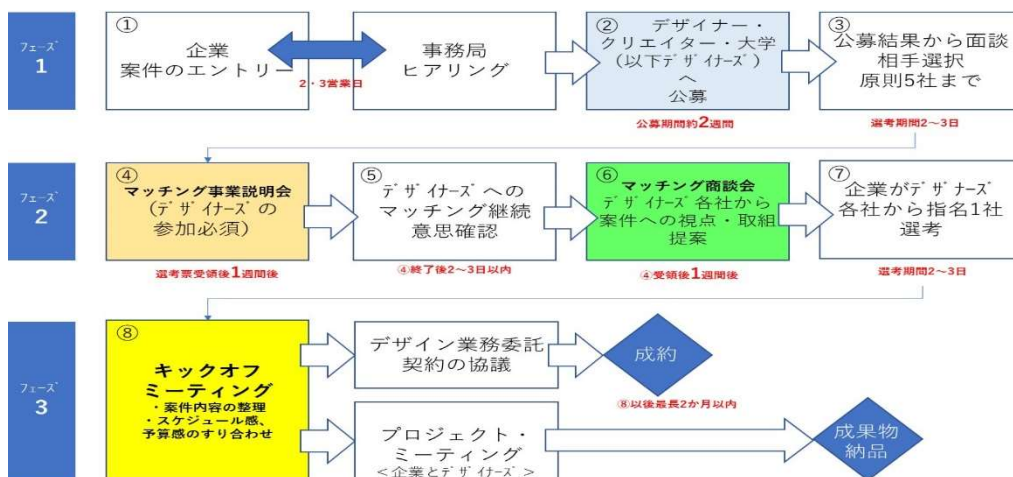
公社 HP 上からお申込みいただくと、エントリーシートの入力画面に移行します。最後までエントリーシートの設問に回答いただき、[申請]ボタンをクリックしてください。以後、事務局より内容確認のヒアリングを行い、提出書類と合わせて受付の確認を行います。受付確認後、マッチングのエントリー完了となり、事務局がデザイナーズ募集を開始します。

※公社 HP のお申込みページはこちら↓

https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/design/matching_web.html



(5) デザインコラボマッチングのフロー



【申込みから1社選定までのスケジュール感】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30		
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
		HP から 申込み			事務局 から ヒアリング	公募 開始	およそ2週間程度（案件によって長短あり）														公募 〆切	最大5社まで選定									

7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
		事業 説明会							マッチ ング会	1社を 指名			企業とデザイナーズ双方で日程調整のうえ、キックオフミーティング																	

☆キックオフミーティング後のデザイン業務委託契約やデザイン開発等に関する契約（以下「デザイン契約」）までの大まかな流れは、以下のとおりです。

- ① 秘密保持契約（書面化）→ ② 企業から依頼案件の依頼内容の確認 → ③ デザイナーズからの契約のための提案 → ④ 社内検討（企画提案費用・スケジュール等条件擦り合わせ）→ ⑤ デザイン契約締結（書面化）→ ⑥ 協働開始 → ⑦ 契約の依頼事項の履行 → ⑧ 契約の依頼事項の履行完了 → ⑨ 支払い

※契約は、企業とデザイナーズとの信頼関係が大切です。必要に応じて対面討議できる環境づくりが重要になります。

(6) 感染症対策について

現場・現物確認を伴う事業説明会や、原則、対面で実施するキックオフミーティングの開催においては、下記のとおり感染防止策を講じた上で実施します。

- ① 参加者様へのお願い [対面の場合]
 - ア 発熱や咳など体調が悪い方は参加を見合わせてください。
 - イ 手洗いや手指消毒の徹底をお願いします。
 - ウ マスク着用は各自のご判断にお任せいたします。

② その他

状況により感染防止策の変更や、事業説明会、キックオフミーティングの延期・中止等の場合があります。その場合は、参加者様にメール等でご案内いたします。

2. 募集する依頼案件について

以下に記載したものは、募集する依頼案件のイメージです(それ以外のものでも事務局までご相談ください)。

A/新商品・サービスの開発企画:自社の技術や経営資源を活かした新商品・サービスの開発企画デザイン依頼

B/商品・製品の改善改良企画:現行商品・製品の意匠、機能性向上のための *リ・デザイン依頼

C/販売促進ツールの制作企画:商品化のためのツール(パッケージや販促物、HP・Web などの
コミュニケーションデザイン依頼

D/市場調査・トレンド収集企画:マーケティング、シーズ・ニーズ発掘のためのデザインサーベイ(調査・検証)依頼

*リ・デザインとは、既存商品に新しい付加価値を加え、仕様・機能・意匠を「再設計」するデザインを指します。

【過去の成果事例より】



企画開発デザイン
(商品開発・パッケージ)



コミュニケーションデザイン
(キャラクター・ロゴ)



企画開発デザイン
(工業用機械)



コミュニケーションデザイン
(事業案内・カタログ)



リ・デザイン
(業務用製品の改良)

3. 応募資格

応募資格は、次の条件(1)~(3)をすべて満たす都内の中小企業者です※

(1)都内に主たる事業所を有し事業を営んでいること。また、中小企業基本法に準拠した中小企業者であること
(下記表を参照)

業 種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種 (ソフトウェア業、情報処理サービス業含む)	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下又は50人以下

※上記に該当する中小企業者でも、次の①~④に該当する場合(みなし大企業)は対象に含みません。

- ①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有若しくは出資している場合
- ②大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有若しくは出資している場合
- ③役員2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

④その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられること

(例) ア. 大企業やその子会社等が過半数の議決権を保持する場合

イ. 大企業やその子会社等が議決権について指示できる場合

(2)次に掲げる事由をすべて満たすこと

- ① 2. 募集する依頼案件について、デザイナーズに対し、企画の発注を行う意欲がある中小企業者であること
- ② マッチング事業説明会、マッチング商談会、キックオフミーティングに、申込み時に登録された事業責任者または事業担当者が出席できること
- ③ エントリー以後の経過等に関して事務局に従い、誠実に対応すること。また、当社が実施する事業等に関して協力が可能であること
- ④ 協働デザイナーズと契約締結した際、「契約書」の写しを事務局に提出が可能であること
- ⑤ 知的財産権法を遵守すること
- ⑥ その他事務局が提出を求める必要書類を期限内に提出できること

(3)次に掲げる除外事由に該当しないこと

- ①法令に違反する、又は違反するおそれのある中小企業者
- ②中小企業者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)であるとき又は法人等の役員等(個人事業主である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であるとき
- ③法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ④法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ⑤法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑥公序良俗に問題があるもの又は社会通念上、不適切であると判断されるもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条に規定する風俗営業等)に該当するもの
- ⑦生活環境の保全及び公衆衛生に支障をきたすおそれがあるもの
- ⑧その他事務局が不適切と判断するもの

4. 応募方法

(1)応募方法

会社ホームページの「申込みフォーム」よりエントリーを行い、
下記提出書類と合わせて事務局までご応募ください。

エントリーページ→



(2)提出書類及び送付方法

- ①会社案内等(事業内容がわかる資料):E-mail 又は郵送ください
- ②依頼案件に関する参考資料等:E-mail 又は郵送ください
- ③秘密保持等に関する誓約書(公社 HP からダウンロード):E-mail 又は郵送ください
※HP からダウンロードいただいた誓約書に「日付」「会社名」「代表者名」を自署いただき、スキャンデータをメールでお送りいただくか、現物を郵送ください(押印は不要です)。
※提出書類は返却致しませんので、予めご了承ください。

E-mail 送付先: design@tokyo-kosha.or.jp

※件名冒頭に、「【デザインコラボマッチング】」と記載ください。

5. デザイナーズからの企画提案募集について

申込みフォームに入力いただいた内容から企業・個人情報を抜いて、「デザインコラボマッチング募集案件」として、下記のデザイナーズに事務局から公募・公開いたします。

東京デザインデータベース↓

①「東京デザインデータベース」登録デザイナー・クリエイター

※「東京デザインデータベース」とは、公社運営による約 900 名のデザイナー・クリエイターが登録されているデータベースです



②都内のデザイン系学部・大学院を持つ大学の学生・院生・指導者

6. 応募デザイナーズのエントリーシート 書類選考について

応募デザイナーズから提出されたエントリーシートを基に、参加企業が書類選考を行い、「マッチング事業説明会」「マッチング商談会」で面談を希望する候補先を選考します(原則最大 5 社まで)。

※応募デザイナーズへの選考結果についての連絡等は事務局から行います。

7. マッチング事業説明会について ~参加企業の要望に応じ、対面方式/オンラインを選択いただけます

マッチング事業説明会とは、参加企業が「自社の概要や強み、得意分野」「依頼案件に関する経緯や展望等」についてデザイナーズに対し説明いただく機会のことを指します。事業説明会は、参加企業の要望によって対面方式、オンラインのいずれかを選択いただけます。オンラインでは伝えにくい「現場」「現物」を見ながらの説明を希望される場合は、面談を希望するデザイナーズ(原則最大 5 社)に、参加企業の事業所や工場を訪問してもらい、自社の事業説明や依頼案件の説明をしていただきます。

対面方式を希望される場合は、申込み時のエントリーシートにその旨を記載ください。

※事業説明会の日程調整やデザイナーズへの連絡等は事務局から行います。対面方式を希望された場合でも、新型コロナウイルス感染症の状況や天災、日程調整等の状況によりオンラインでの実施に変更する場合がございますので、予めご了承ください。

8. マッチング商談会について

【原則オンラインにて実施します】

マッチング商談会とは、エントリーいただいた参加企業と書類選考を通過したデザイナーズとの面談を言います。

デザイナーズから自社の得意分野や参加企業の依頼案件に取り組む際の視点等についてプレゼンテーションをしていただきます。

・参加企業1社につき最大5社まで、前項6.で選考された参加デザイナーズとの個別面談を、1コマ25分程度で実施します

- ◆事前に参加企業から提出いただく「マッチング希望調査票」に基づき、事務局が面談スケジュールを作成し、マッチング商談会当日の時間割・組合せをお知らせいたします。
- ◆面談では、参加企業から具体的な案件の内容、要望などをご説明いただき、デザイナーズからは制作範囲、制作活動の強みと実績などについて個別にお話しいただきます。
- ◆マッチング商談会終了後、参加企業より、協働を希望するデザイナーズ候補を1社選んでいただきます。
※選定いただいたデザイナーズへは事務局から交渉継続の意思を確認し、結果については事務局より後日、連絡いたします。
- ◆デザイナーズへの通知は該当者のみに行き、公表はいたしません。
また、原則として、参加企業1社につき協働デザイナーズ1(社)者とプロジェクトを進めていただきます。

お願い

※参加企業がエントリーシートに記載する依頼案件の内容は、マッチング会でデザイナーズと面談を進める中で、提案範囲が広がったり、(予算検討によって)限定されたりするなど状況が変化することも想定されます。しかし、当然ながらデザイナーズは「エントリーシート」の内容を踏まえてマッチング会に参加しますので、当初、提出された「エントリーシート」から著しく乖離する要望や、逸脱した進め方をされることのないようご注意ください。

9. 協働デザイナーズとのキックオフミーティングについて

キックオフミーティングとは、参加企業と選定された協働デザイナーズの両方で、依頼案件におけるデザイン提案に関する事、契約に関する事、今後のスケジュール等について打合せを行う機会です。

(打合せ内容は、10頁の参考資料デザインコラボマッチング「初回打合せ」確認事項をご覧ください)

※実施場所は、原則として参加企業の事務所を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況や天災、日程調整等の状況によりオンラインでの実施に変更する場合がございます

※日程調整・協働デザイナーズへの連絡等は事務局から行います

10. デザイン費用について

参加企業が協働デザイナーズに支払うデザイン費用及びその他支払方法については、キックオフミーティング等の場で双方で協議し、合意の上で契約書に記載してください。

※「エントリーシート」に記載された「デザイン費用の予算」欄は、参加企業がエントリー段階で依頼案件の発注に充当できる総額（協働デザイナーズへ支払う予定総額）を必ずご記載ください。

11. 協働デザイナーズとの契約締結について

参加企業と協働デザイナーズの両方で協議の上、必要な契約を書面で締結していただきます。契約内容として、次の内容を確認した上で協働を開始していただきます。

【契約内容】

- (1) 依頼範囲(どの範囲までを依頼するかなど)
- (2) トータル経費(デザイン／企画提案発注費、試作費、材料費の他、打合せのための交通費など諸経費を含む費用)
- (3) 成果物の知的財産の出願費負担と権利の帰属(不採用のデザイン／企画提案を含む)
- (4) 費用の支払い方法
- (5) 秘密保持 など

※合意した時点での契約書案(捺印前)のpdfを、参加企業より事務局に提出していただきます。また、捺印後に締結した契約書も、を企業より事務局にpdfにて提出していただきます。

※契約締結とその後の事業企画案件の協議/推進は、あくまで当事者間の判断と責任において行ってください。

参加企業、協働デザイナーズが被ったトラブルや訴訟等に関して、公社・事務局は一切の責任を負わないものとします。

12. 注意事項について

デザインコラボマッチングへのエントリーに際して、別紙「デザインコラボマッチング誓約書」の内容をご確認・ご提出いただくとともに、記載事項を遵守していただきます。

13. その他

(1)デザインコーディネータについて

デザインコラボマッチングは、デザイン発注にノウハウのある公社のデザインコーディネータがサポート・プロジェクトの伴走支援を行います。ご不明な点がございましたら、事務局までご相談ください。

(2)デザイン活用ガイドについて

デザインの導入を考えている方、実際にデザイン活用を図っている企業の方に向けて「デザイン活用ガイド」を発行しております。詳しくは、こちらをご覧ください。 [デザイン活用ガイド⇒](#)



(3)都の関連機関の活用について

機器利用の希望や相談等がある場合には、デザインコーディネータが公益財団法人東京都中小企業振興公社の専門相談員や下記の関連機関をご案内します。

【意匠、商標、著作権、特許等知的財産関連の相談】

東京都知的財産総合センター

住所 〒110-0016 東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル 1階

電話 (03)3832-3656

URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>



【機器利用、技術相談等】

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

技術開発支援部 製品化支援グループ

住所 〒135-0064 東京都江東区青海 2-4-10

電話 (03)5530-2150



15. 事務局(書類提出先・問合せ先)

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援部 生産性向上支援課

デザインコラボマッチング事務局

住所 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 5階

電話 (03)3251-7917

E-mail design@tokyo-kosha.or.jp

参考資料 デザインコラボマッチング「キックオフミーティング」確認事項

1. 配布資料の確認(参加企業・協働デザイナーズに活用していただく資料です)

「企業向け募集要項」「デザイナーズ向け募集要項」「秘密保持等に関する誓約書」
「デザイン活用ガイド」「東京都知的財産総合センター事業案内」

2. 「キックオフミーティング」実施の目的について確認(初回打合せ時は未契約の状態です)

目的: デザインコラボマッチングに関し基本的打合せを行い、両者合意に導く

①両者で協力のうえ、下記の具体的討議を進めていただきます

- ・依頼内容、開発範囲、スケジュール
- ・トータル経費(デザイン/企画・提案発注費・試作費・材料費・諸経費・総額確定・支払い方法等)
- ・知財に関する権利帰属、出願費用負担の明確化 等

②両者が合意した内容は「契約書」に必ず明記ください。明記していただく重要項目は、主に以下に掲げるものとなります

- ・発注内容、開発範囲、完了迄のスケジュールの明確化。※契約外となるものを疎通しておく
- ・トータル経費(デザイン発注費・試作費・材料費・諸経費・追加費用の扱い・総額確定、支払い方法)
- ・知財に関する権利の帰属、出願費用負担に関して双方の合意 等

3. 「契約書」締結について

①事務局から書式提示はありません(「デザイン活用ガイド」例を参照ください)。知財関連については、必要に応じ知財センターのアドバイザーに相談を行い、内容の検討をお願いします。

②「秘密保持契約書」の締結は必須事項となることが多いため、「契約書」に含めるか別紙とするか話し合っ
て明確にしてください。

③今回の開発が他社の知的財産を侵害していないか、「先行意匠調査」で他社の権利を侵害していないことを確認する等、開発過程で両者が都度確認をお願いします。2020年4月1日に改正意匠法が施行されています(事前配布の「デザイン活用ガイド」をご参照ください)。必要に応じて知財センターにご相談ください

④カタログ、HP等のデザイン刷新に当たっては説明内容・数値表示・記載語(実質的製造業者の表示(製造物責任(PL法)等)に誤りがないか、著作権等を侵害していないか等、細心の注意で推進してください

⑤食品については、記載内容等についてご確認ください(東京都立食品技術センターをご利用ください)。

(2020年4月 新食品表示法が施行されました)

⑥両者署名捺印前に事務局で内容確認をします。事務局宛てに事前提出(pdf)をお願いします

⑦契約締結(マッチング成立)は「初回打合せ日」から最長2ヶ月程度を目安にお願いします

4. マッチング成立後のお願い、扱いについて

①捺印済「契約書」の写し(pdf)を事務局へ提出してください(参加企業に依頼)

②締結された依頼内容の履行に当たっては、両者が膝を交え討議を重ねて信頼関係を醸成し推進ください

③締結された依頼内容の履行スタート後は、両者の責任で推進してください

④履行上、必要に応じて、東京都産業技術研究センターの技術支援/試作開発支援、東京都知的財産総合センターの知財相談等もご活用ください。